

令和 6 年 3 月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会



玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日（月曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1 番	園田 恭子	2 番	江藤 徳幸	3 番	繁田 郁子
4 番	藤本 太一	5 番	(欠席)		
6 番	武石 俊一（副会長）	7 番	安藤 慎八（会長）		

4. 出席農地利用最適化推進委員

1 番	小雲 基廣	2 番	長尾亀世美	3 番	(欠席)
4 番	川邊 真八	5 番	藤原 善和	6 番	渡邊 清文
7 番	石井由美子	8 番	(欠席)	9 番	(欠席)
10 番	(欠席)	11 番	松方 洋一	12 番	柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地
とする届出について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹（統括）	梅木 嘉子
主査	繁田 寿美	主査	樋口 亜衣子

7. 会議の概要 事務局長	お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今より令和6年3月定例総会を開催します。 着席して進めさせていただきます。 それでは、会長、あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会を進めさせていただきます。 農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会 会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告しま す。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございまし たら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、会長よろしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、6番副会長、 1番委員、よろしくをお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はあり ませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を願いま します。 それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定によ る許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明 します。 番号1、土地の所在は、大字小田字杉ノ木〇〇〇番外1筆です。 地目は田で、合計面積は2, 678㎡です。譲渡人は、〇〇の〇〇 〇〇さんで、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。売買です。担当 委員は、7番会長です。 番号2、土地の所在は、大字岩室字棚田〇〇〇番〇外1筆です。

議長	登記簿地目は田で、合計面積は1, 4 4 0 m²です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇の〇〇〇さんです。売買です。担当委員は、1 番委員です。 以上です。 農業委員の説明に入る前に、番号1 について、農業委員のご家族が申請者となっています。農業委員会法において、委員は、委員本人及びその家族に関する事項について議事に参加できないという、議事参与の制限の規定があります。そのため、いったん〇〇委員には退席していただき、番号1 と2 を分けて審議を行います。 まず、番号1 の審議を行いますので、〇〇委員、いったん退出願います。 (〇〇委員退室)
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号1 を私が行います。
7 番会長	番号1 の調査結果を報告します。2 月2 6 日、申請者の〇〇さんと推進委員と事務局で現地での立ち合いを行いました。土地の所在は、大字小田字杉ノ木〇〇〇番ほか1 筆で、国道2 1 0 号線から小田方面に約1 k mの所に位置しています。水稻栽培を中心とした専業農家である譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、水稻を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人の要望で売買です。譲受人の通作距離は約1 k mで耕作可能です。経営農地はすべて管理されており、農業法人の従業員でもありますので、取得後の耕作に問題ありません。
推進委員	田が4 枚くらいあり、基盤整備はできていませんが、積極的に水稻栽培をしているので、問題ないです。
議長	それでは、質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	無いようでしたら採決します。

	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 1 について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。番号 1 について原案のとおり決定します。
	(〇〇委員入室)
議長	それでは、番号 2 の説明を 1 番委員、よろしくお願いします。
1 番委員	番号 2 の調査結果を報告します。3 月 6 日、申請者の〇〇さん、〇〇さん、推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、岩室の県道近くの線路から約 1 0 0 m 入った所になります。花きを中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は畑で、バラ・菊を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が高齢という事情による権利の移動です。譲受人の通作距離は、実家から至近距離にあります。耕作可能です。譲受人はトラクター等所有し、農業従事者は本人です。水路も問題ありません。
推進委員	譲受人は、前に〇〇〇〇をしていた〇〇〇〇さんの弟です。現在の住所は〇〇です。場所は〇〇から少し入った所にあるビニールハウスが建っているところで、そこでバラとかを作るということです。
議長	それでは、質疑はありませんか。
農業委員	従事者は 1 名といったが、議案には 4 人になっているのは。
事務局	議案に 4 人と記載してあるのは、本人の世帯では 1 人なのですが、〇〇〇〇さんの奥さんと娘さん夫婦が手伝いをしているということで、4 人となっております。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 2 について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。

農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。番号 2 について原案のとおり決定します。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてです。 番号 1、場所は、大字日出生字千間原〇〇〇番〇〇です。登記簿地目は田で、面積は 4, 3 6 6 m²です。申請者は、大字〇〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的は、畜産事業の環境整備のための、農業用施設用地です。敷地内に一部コンクリートを張っている箇所があり、この箇所が一部追認になります。担当委員は、7 番会長です。 以上です。
議長	それでは担当委員の説明ですが、番号 1 を私が説明します。
7 番会長	番号 1 の調査結果を報告します。2 月 2 8 日、申請者の〇〇さんと推進委員と事務局と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、大字日出生字千間原〇〇〇番〇〇で、〇〇〇〇〇〇から約 6 0 0 m の所に位置しています。畜産を中心とした専業農家が田を畜舎など農業用施設として転用する計画です。平成 1 0 年頃にパイプハウスのビニールハウスを建てて、トマト栽培を始めました。その後一部を畜舎として利用し始めて、今回の申請に至りました。すべてのパイプハウスを畜舎や乾草置場などに変更するものです。先ほどの説明にあった通り、すでに転用済の部分がありますので、始末書を添付しております。周辺は道路とすぐ裏が日出生台演習場となっているため、周囲の農地には影響がない計画です。
議長	質疑のある方は挙手をお願いします。
農業委員	追認なのですか。
事務局	一部追認になります。畜舎と通路にもコンクリートをすでに張っ

	ております。
議長	ほかに、質疑が無いようでしたら採決します。 まず、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成でございます。議案第2号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてです。それでは、事務局説明をお願いします。
事務局	農業委員会では、毎年一回農地パトロールを実施しています。今回判断する件については、現在農地パトロールでB判定された農地で、耕作不能な農地にあたります。 のべ件数は、12件です。 番号1、大字日出生字山田〇〇〇〇番〇、面積は257㎡です。所有者は、大字〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。 番号2、大字日出生字竹ノ下〇〇〇〇番〇外2筆で、合計面積は832㎡です。所有者は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇〇〇さんです。 番号3、大字日出生字竹ノ下〇〇〇〇番外1筆で、合計面積は674㎡です。所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。 番号4、大字日出生字竹ノ下〇〇〇〇番外3筆で、合計面積は2,953㎡です。所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。番号1番から4番までの担当委員は、7番会長です。 続きまして、番号5、大字小田字冷酒菴〇〇〇番、面積は86㎡です。所有者は、〇〇郡〇〇町の〇〇〇〇〇〇さんです。 番号6、大字小田字原ノ瀬〇〇〇〇番、面積は319㎡です。所有者は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。 番号5番、6番の担当委員は、6番副会長になります。
事務局	(プロジェクターによる詳細説明)
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。

議長	その他、質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	無いようでしたら採決します。 議案第３号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成でございます。議案第３号について、原案のとおり決定し、所有者に対して非農地通知書を送付します。 次に、議案第４号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第４号 農用地利用集積計画書についてご説明いたします。 別冊の議案書の最後のページの表をご覧ください。 すべて、新規の設定です。 ３年から５年の合計件数は１５件で、合計面積７５，０２７㎡です。 １０年以上の合計件数が３件で、合計面積は、９，５２２㎡です。 合計件数１８件、合計面積は８４，５４９㎡です。 以上です。
議長	質疑はありますか。
農業委員	基盤法の利用権は廃止となるけれど、今の受付はやむを得ないという感じですか。
事務局	利用権の受付に関しては、やむを得ないということではなく、現在法律上まだ受けられます。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。

農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成です。議案第４号については、原案どおり承認します。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第１号、２００㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届出が１件、提出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第２号、農地法第３条の３第１項の規定による相続による所有権移転が３件、提出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第３号、農地法第１８条による合意解約通知書が１１件出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第４号、内容は、農地所有適格法人要件確認書になります。 合同会社〇〇〇〇 代表社員〇〇〇〇さんです。同法人は、要件を満たしていることを報告いたします。
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。
	(省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会３月定例総会を閉会します。